

# 川崎市上下水道局事業者選定等に関する手続き要綱

(令和4年3月31日 3川上経営第327号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局において所管する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第244条第1項に規定する施設をいう。）（以下「局公の施設」という。）の指定管理者（法第244条の2第3項に規定するものをいう。）の選定等を公正かつ適正に実施するため、必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「選定評価委員会」とは、川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会設置要綱（令和4年3月31日3川上経営第326号）に規定する川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会をいう。

(所管課長による管理)

第3条 局公の施設を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、局公の施設の管理運営について常に的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図らなければならない。

(導入の適否に関する調査審議の依頼)

第4条 上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、指定管理者制度の導入の適否について、選定評価委員会にその調査審議を依頼しなければならない。

(導入の適否に関する調査審議に係る提出書類)

第5条 事業管理者は、前条の規定により調査審議を依頼するときは、局公の施設への指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書（第1号様式）及び次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

(1) 所管課からの報告書

(2) その他参考資料

(導入の適否に関する調査審議)

第6条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された書類等に基づき、局公の施設への指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議を行い、その結果を局公の施設への指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果報告書(第2号様式)により、事業管理者に通知する。

(選定に関する調査審議の依頼)

第7条 事業管理者は、局公の施設の指定管理者の選定に際し、申請してきた法人その他の団体の調査審議を選定評価委員会に依頼しなければならない。

(選定に関する調査審議に係る提出書類)

第8条 事業管理者は、前条の規定により調査審議を依頼するときは、局公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書(第3号様式)及び次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 法人その他の団体からの申請書
- (2) 施設の管理に関する事業計画書
- (3) その他参考資料

(選定に関する調査審議)

第9条 選定評価委員会は、次に掲げる選定基準に従い、局公の施設の指定管理者としての適否を調査審議し、その結果を局公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書(第4号様式)により、事業管理者に通知する。

- (1) 事業目的の達成とサービス向上への取組
- (2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組
- (3) 事業の安定性・継続性の確保への取組
- (4) 応募団体自身についての評価
- (5) 応募団体の取組

2 事業管理者は、前項の通知により、局公の施設の指定管理予定者を決定する。

(評価に関する調査審議の依頼)

第10条 事業管理者は、局公の施設の指定管理者の行った管理運営業務の内容等について、選定評価委員会に評価に関する調査審議を依頼しなければならない。

2 評価は、毎年度行わなければならない。

3 指定期間が定められている場合、原則として、その最終年度において、総括評価を行わなければならない。

(評価に関する調査審議に係る提出書類)

第11条 事業管理者は、前条の規定により評価に関する調査審議を依頼するときは、局公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書（第5号様式）及び次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

(1) 所管課からの報告書

(2) 指定管理者からの報告書

(3) その他参考資料

(評価に関する調査審議)

第12条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された書類等に基づき、指定管理者の評価に関する調査審議を行い、その結果を局公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書（第6号様式）により、事業管理者に通知する。

(委員会の庶務)

第13条 選定評価委員会の庶務は、所管課及び経営戦略・危機管理室において処理する。

2 第5条、第8条及び第11条に規定する書類の提出に係る事務は、所管課

において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業管理者が定める

。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

局公の施設への指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書

件名	依頼課名	
	依頼番号	
	依頼年月日	
施設名称		
施設所在地		
審議内容		
添付書類		

第2号様式（第6条関係）

局公の施設への指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書

件名	依頼課名	
	依頼番号	
	依頼年月日	
施設名称		
施設所在地		
指定期間		
審議結果		

第3号様式（第8条関係）

局公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書

件名	依頼課名		
	依頼番号		
	依頼年月日		
施設名称			
施設所在地			
指定期間			
局公の施設の指定管理者が行う管理運営業務の範囲			
添付書類			
申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			

第4号様式（第9条関係）

局公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書

件名		依頼課名				
		受付番号				
施設名称						
施設所在地						
指定期間						
次のとおり、局公の施設の指定管理予定者の審査結果について、通知します。						
選定基準	配点	団体A	団体B	団体C	団体D	
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	点	点	点	点	点	
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	点	点	点	点	点	
③事業の安定性・継続性の確保への取組	点	点	点	点	点	
④応募団体自身についての評価	点	点	点	点	点	
⑤応募団体の取組	点	点	点	点	点	
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		点	点	点	点	
合計	点	点	点	点	点	
留意事項						

(注) 団体欄は、具体的な団体名を記載すること。

第5号様式（第11条関係）

局公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書

件 名	依 頼 課 名	
	依 頼 番 号	
	依 頼 年 月 日	
施 設 名 称		
施 設 所 在 地		
指 定 期 間		
評 価 対 象 年 度		
局公の施設の 指定管理者	法 人 ・ 団 体 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
添付書類		

第6号様式（第12条関係）

局公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書

件名	依頼課名	
	受付番号	
施設名称		
施設所在地		
指定期間		
評価対象年度		
次のとおり、評価を行いましたので、通知します。		
局公の施設の 指定管理者	法人・団体名	
	代表者名	
	所在地	
評価結果		